

# 介護報酬改定諮問・答申の概要（未定稿）

## 【はじめに】

2026年介護報酬改定について、1月16日に開催された社会保障審議会・介護給付費分科会で諮問通り了承された。通常の介護報酬改定は3年に1回のサイクルであり、次回2027年改定を待たず期中改定が実施されることとなった。

今次改定は、物価・人件費の高騰等によって介護事業所の倒産が増大する中で、多くの介護職員や介護事業所等からの報酬引き上げを求める運動におされたものである。

改定率は、2.03%（処遇改善分1.95%+食費基準費用額0.09%）で介護職員は最大1.9万円（定期昇給0.2%を含む）の引き上げにつながると説明されているが、そもそも介護報酬は低く抑えられており、この程度の報酬引き上げでは不十分である。

また今次改定は、①介護職員処遇改善加算の引き上げ、②ケアプランデータ連携システム又は生産性向上推進体制加算を取得した場合の加算新設、③訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援への介護職員等処遇改善加算の新設、④食事基準費用額の引き上げのみである。

2024年改定で訪問介護費本体を引き下げたことが、訪問介護事業所倒産の原因となったにも関わらず訪問介護費本体の引き上げは実施されず、また居宅療養管理指導の引き上げも実施されなかつたことは問題である。

諮問・了承の資料全文は、下記ホームページを参照いただきたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001633494.pdf>

なおこの資料は、1月20日までの情報を元に作成しており、厚労省から今後示される告示・通知等により取り扱いが変更となる場合があることをご了承いただきたい。

告示・通知は3月に示される予定であり、保団連では告示・通知を踏まえて改定内容を解説した「医療系介護報酬改定のポイント」を5月20日までにホームページに掲載する。

## （1）2026年6月施行分

① 従来の要件を満たす「介護職員等処遇改善加算」の加算率が引き上げられる。医療系介護報酬における引き上げ幅は下記の通りである。

サービス種別（介護予防を含む）	（引き上げ幅）
通所リハビリテーション	（1000分の17）
療養病床を有する病院、診療所の短期入所療養介護	（1000分の11）
介護老人保健施設（短期入所療養介護、施設サービス）	（1000分の15）
介護医療院（短期入所療養介護、施設サービス）	（1000分の11）

※サービス種別毎の「介護職員等処遇改善加算」I～IVの引き上げ幅は同じ。

② 従来の介護職員等処遇改善加算（I）と（II）の要件に加えて、下記ア～ウに掲げる「令和8年度特例要件」のいずれかを満たす場合に届出ができる「加算口」が新設される。

令和8年度特例要件（下記ア～ウまでのいずれかを満たす）
ア.訪問、通所サービス等は、ケアプランデータ連携システムに加入又は加入誓約
イ.施設サービス等は、生産性向上推進体制加算I又はIIの取得又は取得誓約
ウ.社会福祉連携推進法人に所属している。

医療系介護報酬における加算率は下記の通りである。

サービス種別（介護予防を含む）	加算率
通所リハビリテーション	介護職員等処遇改善加算（I）口 1000分の111

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	1000 分の 108
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	1000 分の 66
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	1000 分の 62
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	1000 分の 97
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	1000 分の 93
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	1000 分の 66
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	1000 分の 62

③ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援に「介護職員等処遇改善加算」が新設される。処遇改善加算Ⅳに準ずる要件又は前頁②の「令和8年度特例要件」を満たす場合に届出ができる

サービス種別 (介護予防を含む)	引き上げ幅
訪問看護	1000 分の 18
訪問リハビリ	1000 分の 15
居宅介護支援	1000 分の 21

## (2) 2026年8月施行分

2026年8月より、短期入所及び施設サービスの食費について、厚生労働大臣が定める食費の基準額及び補足給付対象者の自己負担限度額が次の通り変更される。

区分		短期入所	施設入所
自己負担限度額	第3段階②	補足給付	185円 (+ 40円)
		自己負担	1,360円 (+ 60円)
	第3段階①	補足給付	515円 (+ 70円)
		自己負担	1,030円 (+ 30円)
	第2段階	補足給付	945円 (+100円)
		自己負担	600円 (据置)
第1段階	補足給付	1,245円 (+100円)	1,245円 (+100円)
	自己負担	300円 (据置)	300円 (据置)
厚生労働大臣が定める基準額		1,445円→1,545円 (+100円)	

※2026年8月1日以降（）内は7月31日までとの差。

## 目 次

### はじめに(1頁)

- I 介護予防訪問看護費・訪問看護費(3頁)
- II 介護予防訪問リハビリテーション費・訪問リハビリテーション費(5頁)
- III 介護予防通所リハビリテーション費・通所リハビリテーション費(7頁)
- IV 介護予防支援費。居宅介護支援費(9頁)
- V 療養病床を有する病院、診療所における介護予防短期入所介護費・短期入所介護費(11頁)
- VI 介護老人保健施設(短期入所及び施設サービス)(14頁)
- VII 介護医療院(短期入所及び施設サービス)(17頁)
- VIII 食費・居住費の基準額及び補足給付(2026年8月施行)(20頁)

**【凡例】** 本資料は諮問を元に作成した。従来の取扱いからの追加部分は赤字で示し、削除部分は青字で示し、必要に応じて編注を加えた。今後厚生労働省から示される告示・通知により変更される場合があることに留意されたい。

## I 介護予防訪問看護費・訪問看護費（2026年6月施行）

### 1. 改定の概要

(1) 介護予防訪問看護費及び訪問看護費に「介護職員等処遇改善加算」が新設される。下記ア又はイのいずれかに適合して都道府県知事に届出た場合に「介護職員等処遇改善加算」として、当該利用者の1カ月の総単位数（基本サービス単位数+加算・減算の合計）に1000分の18を加算できる。介護予防訪問看護費及び訪問看護費とも同じ要件、同じ加算率である。

#### 介護職員等処遇改善加算の主な基準（下記ア又はイのいずれかに適合すること）

ア. 下記8項目のいずれにも適合している。

- ① 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上。
- ② 賃金改善計画を策定し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届出。
- ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施。
- ④ 事業年度ごとに処遇改善の実績を都道府県知事に報告。
- ⑤ 算定月の前12カ月間に、労働関連法令違反で罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑥ 労働保険料の納付が適正に実施。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合する。
  - (一) 職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件を定めている。
  - (二) (一)の要件について書面で作成し、全ての職員に周知。
  - (三) 職員の資質の向上の支援計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保。
  - (四) (三)について、全ての職員に周知。
- ⑧ 計画期間中の処遇改善の内容及び費用の見込額を全ての職員に周知。

イ. 次に掲げる基準のいずれかに適合している。

- ① ケアプランデータ連携システムを利用。
- ② 社会福祉連携推進法人である。

(2) 介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度管理の対象外である。

(3) 加算率（100分の18）を除き、基準は介護予防訪問リハビリテーション費、訪問リハビリテーション費並びに介護予防支援費及び居宅介護支援費と同じである。

### 2. 改定単位数

**【編注】**下記の単位数の表記は「訪問看護」である。介護予防訪問看護費については、下記に左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言
イからリ	イからト
指定訪問看護	指定介護予防訪問看護

イからリ（略）

又 **介護職員等処遇改善加算（新設）** イからリまでの算定単位数の1000分の18

注 別に厚生労働大臣が定める基準（編注：下記3参照）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、

老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 3. 厚生労働大臣が定める基準

#### 厚生労働大臣が定める基準 第十号の二（訪問看護）

#### 厚生労働大臣が定める基準 第百五号の二（介護予防訪問看護）

※介護予防訪問看護は第十号の二の規定を準用し、下記の「短期入所療養介護費」を「介護予防 短期入所療養介護」と読み替える。

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定訪問看護事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定訪問看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定訪問看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 当該指定訪問看護事業所の職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（当該指定訪問看護事業所の職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
  - (三) 当該指定訪問看護事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について、全ての当該指定訪問看護事業所の職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
- (2) 連携推進法人に所属していること。

## II 介護予防訪問リハビリテーション費・訪問リハビリテーション費（2026年6月施行）

### 1. 改定の概要

(1) 介護予防訪問リハビリテーション費及び訪問リハビリテーション費に「介護職員等処遇改善加算」が新設される。下記ア又はイのいずれかに適合して都道府県知事に届出た場合に「介護職員等処遇改善加算」として、当該利用者の1カ月の総単位数（基本サービス単位数+加算・減算の合計）に1000分の15を加算できる。介護予防訪問リハビリテーション費及び訪問リハビリテーション費とも同じ要件、同じ加算率である。

#### 介護職員等処遇改善加算の主な基準（下記ア又はイのいずれかに適合すること）

ア. 下記8項目のいずれにも適合している。

- ① 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上。
- ② 賃金改善計画を策定し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届出。
- ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施。
- ④ 事業年度ごとに処遇改善の実績を都道府県知事に報告。
- ⑤ 算定月の前12カ月間に、労働関連法令違反で罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑥ 労働保険料の納付が適正に実施。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合する。
  - (一) 職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件を定めている。
  - (二) (一)の要件について書面で作成し、全ての職員に周知。
  - (三) 職員の資質の向上の支援計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保。
  - (四) (三)について、全ての職員に周知。
- ⑧ 計画期間中の処遇改善の内容及び費用の見込額を全ての職員に周知。

イ. 次に掲げる基準のいずれかに適合している。

- ① ケアプランデータ連携システムを利用。
- ② 社会福祉連携推進法人である。

(2) 介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度管理の対象外である。

(3) 加算率（100分の15）を除き、基準は介護予防訪問看護費、訪問看護費並びに介護予防支援費及び居宅介護支援費と同じである。

### 2. 改定単位数

**【編注】**下記の単位数の表記は「訪問リハビリテーション費」である。介護予防訪問リハビリテーション費については、下記に左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言
イから二	イからハ
指定訪問リハビリテーション	指定介護予防訪問リハビリテーション

イから二（略）

**ホ 介護職員等処遇改善加算（新設）** イから二までの算定単位数の1000分の15

**注** 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 3. 厚生労働大臣が定める基準

**厚生労働大臣が定める基準 第十四号の二（訪問リハビリテーション）**

**厚生労働大臣が定める基準 第百六号の三の二（介護予防訪問リハビリテーション）**

※ 上記のいずれも第十号の二（注：訪問看護費において定める基準）を準用する。

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定訪問リハビリテーション事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定訪問リハビリテーション事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定訪問看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 当該指定訪問リハビリテーション事業所の職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（当該指定訪問リハビリテーション事業所の職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
  - (三) 当該指定訪問リハビリテーション事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について、全ての当該指定訪問リハビリテーション事業所の職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(2) 連携推進法人に所属していること。

### III 介護予防通所リハビリテーション費・通所リハビリテーション費 (2026年6月施行)

#### 1. 改定の概要

(1) 介護予防通所リハビリテーション費及び通所リハビリテーション費の「介護職員等処遇改善加算」が引き上げられる。2026年5月までと同じ要件を満たせば2026年6月以降右の単位数が算定できる。介護予防通所リハビリテーション費及び通所リハビリテーション費とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (下線部は2026年6月以降)	加算率	
	~2026年5月末	2026年6月1日~
介護職員等処遇改善加算(I) <u>イ</u>	1000分の86	1000分の103 (+17/1000)
介護職員等処遇改善加算(II) <u>イ</u>	1000分の83	1000分の100 (+17/1000)
介護職員等処遇改善加算(III)	1000分の66	1000分の 83 (+17/1000)
介護職員等処遇改善加算(IV)	1000分の53	1000分の 70 (+17/1000)

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)と(II)に加えて、ケアプランデータ連携システムを利用する場合又は社会福祉連携推進法人である場合に届出できる加算口が新設される。

加算名称 (2026年6月新設)	加算率	
	~2026年5月末	2026年6月1日~
介護職員等処遇改善加算(I)口	—	1000分の111
介護職員等処遇改善加算(II)口	—	1000分の108

(3) 介護職員等処遇改善加算は、従来通り区分支給限度管理の対象外である。

#### 2. 改定単位数

**【編注】**下記の表記は「通所リハビリテーション費」である。介護予防通所リハビリテーション費については、下記に左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言
イからホ	イからリ
指定通所リハビリテーション	指定介護予防通所リハビリテーション

イ～ホ (略)

#### ヘ 介護職員等処遇改善加算

**注1** 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ

イからホまでにより算定した単位数の1000分の103 86に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)口 (新設)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(3)(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ

イからホまでにより算定した単位数の1000分の100 83に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (新設)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(5)(3) 介護職員等処遇改善加算(III)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の83 66に相当する単位数

(6)(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の70 53に相当する単位数

注2 今和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所（注1の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

### 3. 厚生労働大臣が定める基準

**厚生労働大臣が定める基準第三十四号（通所リハビリテーション）**

**厚生労働大臣が定める基準**第百十四号（介護予防通所リハビリテーション）

上記のいずれも第四（編注：訪問介護において定める基準）の規定を準用する。

**イ 介護職員等処遇改善加算(I)イ**

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(10) (略)

**ロ 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (新設)**

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という）を利用していること。

(二) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という）に所属していること。

**ハロ 介護職員等処遇改善加算(II)イ**

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

**ニ 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (新設)**

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ△・△△ (略)

## 1. 改定の概要

- (1) 介護予防支援費及び居宅介護支援費に「介護職員等処遇改善加算」が新設された。
- (2) 下記ア又はイのいずれかに適合して都道府県知事に届出た場合に「介護職員等処遇改善加算」として、当該利用者の1カ月の総単位数（基本サービス単位数+加算・減算の合計）に1000分の21を加算できる。介護予防支援費及び居宅介護支援費とも同じ要件、同じ加算率である。

## 介護職員等処遇改善加算の主な基準（下記ア又はイのいずれかに適合すること）

ア. 下記8項目のいずれにも適合している。

- ① 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上。
- ② 賃金改善計画を策定し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届出。
- ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施。
- ④ 事業年度ごとに処遇改善の実績を都道府県知事に報告。
- ⑤ 算定月の前12カ月間に、労働関連法令違反で罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑥ 労働保険料の納付が適正に実施。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合する。
  - (一) 職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件を定めている。
  - (二) (一)の要件について書面で作成し、全ての職員に周知。
  - (三) 職員の資質の向上の支援計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保。
  - (四) (三)について、全ての職員に周知。
- ⑧ 計画期間中の処遇改善の内容及び費用の見込額を全ての職員に周知。

イ. 次に掲げる基準のいずれかに適合している。

- ① ケアプランデータ連携システムを利用。
- ② 社会福祉連携推進法人である。

- (3) 介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度管理の対象外である。
- (4) 加算率（100分の18）を除き、取り扱いは介護予防訪問看護費、訪問看護費並びに介護予防訪問リハビリテーション費及び訪問リハビリテーション費と同じである。

## 2. 改定単位数

【編注】下記において介護予防訪問看護費については、下記に左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言
イからリ	イからハ
指定居宅介護支援	指定介護予防支援

イからリ (略)

又 **介護職員等処遇改善加算（新設）** イからリまでの算定単位数の1000分の18

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様

式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 3. 厚生労働大臣が定める基準

#### 厚生労働大臣が定める基準第八十五号の四（居宅介護支援）

#### 厚生労働大臣が定める基準第百二十九号の五の二（介護予防支援）

上記のいずれも第十号の二の規定（編注：訪問看護費において定める基準）を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替える。

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定居宅介護支援事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定居宅介護支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - （一）当該指定居宅介護支援事業所の職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（当該指定居宅介護支援事業所の職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
  - （三）当該指定居宅介護支援事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - （四）（三）について、全ての当該指定居宅介護支援事業所の職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
- (2) 連携推進法人に所属していること。

## V 療養病床を有する病院、診療所における介護予防短期入所療養介護費・短期入所療養介護費

(2026年6月施行)

### 1. 改定の概要

(1) 療養病床を有する病院及び診療所における介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費の「介護職員等処遇改善加算」が引き上げられる。

(2) 2026年5月までと同じ要件を満たせば、2026年6月以降右の単位数が算定できる。病院・診療所とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (下線部は2026年6月以降)	加算率	
	～2026年5月末	2026年6月1日～
介護職員等処遇改善加算(I) <u>I</u>	1000分の51	1000分の62 (+11/1000)
介護職員等処遇改善加算(II) <u>I</u>	1000分の47	1000分の58 (+11/1000)
介護職員等処遇改善加算(III)	1000分の36	1000分の47 (+11/1000)
介護職員等処遇改善加算(IV)	1000分の29	1000分の40 (+11/1000)

(3) 介護職員等処遇改善加算(I)と(II)について、生産性向上推進体制加算I又はIIの取得(取得の誓約を含む)又は社会福祉連携推進法人である場合に届出できる加算口が新設される。病院・診療所とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (2026年6月新設)	加算率	
	～2026年5月末	2026年6月1日～
介護職員等処遇改善加算(I)口	—	1000分の66
介護職員等処遇改善加算(II)口	—	1000分の62

(4) 介護職員等処遇改善加算は、従来通り区分支給限度管理の対象外である。

### 2. 改定単位数

**【編注】**下記の改定単位数の表記は、「療養病床を有する病院の短期入所療養介護」である。療養病床を有する病院の介護予防短期入所療養介護並びに診療所の短期入所療養介護及び日介護予防短期入所療養介護は、下記の左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言	
(1)～(11)	病院の介護予防短期入所療養介護	(1)～(10)
	診療所の短期入所療養介護	(1)～(9)
	診療所の介護予防短期期入所療養介護	(1)～(8)
(12)	病院の介護予防短期入所療養介護	(11)
	診療所の短期入所療養介護	(10)
	診療所の介護予防短期期入所療養介護	(9)
(1)から(11)	病院の介護予防短期入所療養介護	(1)から(10)
	診療所の短期入所療養介護	(1)から(9)
	診療所の介護予防短期期入所療養介護	(1)から(8)
指定短期入所療養介護	病院・診療所の介護予防短期入所療養介護	指定介護予防短期入所療養介護

(1)～(11) (略)

## (12) 介護職員等処遇改善加算

**注1** 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

### (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ

(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の62 51に相当する単位数

### (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ

(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

### (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ

(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の58 47に相当する単位数

### (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ

(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

### (五) 介護職員等処遇改善加算(III)

(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の47 36に相当する単位数

### (六) 介護職員等処遇改善加算(IV)

(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の40 29に相当する単位数

**注2** 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

### (一)～(十四) (略)

## 3. 厚生労働大臣が定める基準

### 厚生労働大臣が定める基準第四十一号（短期入所療養介護共通）

### 厚生労働大臣が定める基準第百十九号（介護予防短期入所療養介護共通）

※上記のいずれも第三十九号の規定（編注：短期入所生活介護費の基準）を準用する。

※介護予防短期入所療養介護は、下記の「短期入所療養介護費」を「介護予防短期入所療養介護」と読み替える。

イ 介護職員等処遇改善加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9) (略)

(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出していること。

(二) (編注：(二)は準用されない)

口 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口 (新設)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 短期入所療養介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(三) 連携推進法人に所属していること。

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 口(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ△・ヘニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算(V)11

ニ

ソ 介護職員等処遇改善加算(V)14

## VI 介護老人保健施設（短期入所及び施設サービス）（2026年6月施行）

### 1. 改定の概要

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費並びに介護保健施設サービス費の「介護職員等処遇改善加算」が引き上げられる。2026年5月までと同じ要件を満たせば2026年6月以降右の単位数が算定できる。介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費並びに介護保健施設サービス費とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (下線部は2026年6月以降)	加算率	
	～2026年5月末	2026年6月1日～
介護職員等処遇改善加算(I) <u>イ</u>	1000分の75	1000分の90 (+15/1000)
介護職員等処遇改善加算(II) <u>イ</u>	1000分の71	1000分の86 (+15/1000)
介護職員等処遇改善加算(III)	1000分の54	1000分の69 (+15/1000)
介護職員等処遇改善加算(IV)	1000分の44	1000分の59 (+15/1000)

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)と(II)について、生産性向上推進体制加算I又はIIの取得（取得の誓約を含む）又は社会福祉連携推進法人である場合に届出できる加算口が新設される。介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費並びに介護保健施設サービス費とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (2026年6月新設)	加算率	
	～2026年5月末	2026年6月1日～
介護職員等処遇改善加算(I)口	—	1000分の97
介護職員等処遇改善加算(II)口	—	1000分の93

(3) 介護職員等処遇改善加算は、介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護において従来通り区分支給限度管理の対象外である。

### 2. 改定単位数

**【編注】**下記の改定単位数の表記は、「短期入所療養介護」である。介護予防短期入所療養介護並びに介護保健施設サービス費は、下記の左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言	
(1)から(10)	介護予防短期入所療養介護費	(1)から(9)
	介護保健施設サービス費	イ～マ
(11)	介護予防短期入所療養介護費	(10)
	介護保健施設サービス費	ケ
指定短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護	指定介護予防短期入所療養介護
	介護保健施設サービス費	介護保健施設サービス

(1)～(10) (略)

#### (11) 介護職員等処遇改善加算

**注+** 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養

介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の90 75に相当する単位数

(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の86 71に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(五) 介護職員等処遇改善加算(III)

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の69 54に相当する単位数

(六) 介護職員等処遇改善加算(IV)

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の59 44に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(十四) (略)

### 3. 厚生労働大臣が定める基準

(1) **厚生労働大臣が定める基準第四十一号（短期入所療養介護）**

(2) **厚生労働大臣が定める基準第百十九号（介護予防短期入所療養介護）**

(3) **厚生労働大臣が定める基準第九十四号（介護保健施設サービス費）**

※(1)、(2)とも第三十九号の規定（編注：短期入所生活介護費の基準）を準用する。(3)は、これまで第四号の規定（編注：訪問介護費の基準）を準用していたが、第四十四号の規定（編注：特定施設入居者生活介護の基準）を準用することとなった。従来からの変更は、(1)～(3)とも同じである。

※介護予防短期入所療養介護は、下記の「短期入所養介護費」を「介護予防短期入所療養介護」と読み替える。介護保健施設サービス費は、下記の「短期入所養介護費」を「介護保健施設サービス費」と読み替える。

イ 介護職員等処遇改善加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9) (略)

(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) サービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出していること。

(二) (編注：(二)は準用されない)

ロ 介護職員等処遇改善加算(I)ロ（新設）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。
- (二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
- (三) 連携推進法人に所属していること。

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

△・△ (略)

△ 介護職員等処遇改善加算(V)(1)

≈

△ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)

## VII 介護医療院（短期入所及び施設サービス）（2026年6月施行）

### 1. 改定の概要

(1) 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費並びに介護医療院サービス費の「介護職員等処遇改善加算」が引き上げられる。2026年5月までと同じ要件を満たせば2026年6月以降右の単位数が算定できる。介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費並びに介護医療院サービス費とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (下線部は2026年6月以降)	加算率	
	～2026年5月末	2026年6月1日～
介護職員等処遇改善加算(I) <u>イ</u>	1000分の51	1000分の62 (+11/1000)
介護職員等処遇改善加算(II) <u>イ</u>	1000分の47	1000分の58 (+11/1000)
介護職員等処遇改善加算(III)	1000分の36	1000分の47 (+11/1000)
介護職員等処遇改善加算(IV)	1000分の29	1000分の40 (+11/1000)

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)と(II)について、生産性向上推進体制加算I又はIIの取得(取得の誓約を含む)又は社会福祉連携推進法人である場合に届出できる加算口が新設される。介護予防短期入所療養介護費及び短期入所療養介護費並びに介護医療院サービス費とも同じ要件、同じ加算率である。

加算名称 (2026年6月新設)	加算率	
	～2026年5月末	2026年6月1日～
介護職員等処遇改善加算(I)口	—	1000分の66
介護職員等処遇改善加算(II)口	—	1000分の62

(3) 介護職員等処遇改善加算は、介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護において従来通り区分支給限度管理の対象外である。

### 2. 改定単位数

**【編注】**下記の改定単位数の表記は、「短期入所療養介護」である。介護予防短期入所療養介護並びに介護保健施設サービス費は、下記の左の文言を右に読み替える。

読み替え前の文言	読み替え後の文言	
(1)から(15)	介護予防短期入所療養介護費	(1)から(8)
	介護医療院サービス費	イ～ケ
(16)	介護予防短期入所療養介護費	(9)
	介護医療院サービス費	フ
指定短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護	指定介護予防短期入所療養介護
	介護医療院サービス費	介護医療院サービス

### 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)

#### (16) 介護職員等処遇改善加算

**注1** 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める

様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の62 51に相当する単位数

(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の58 47に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(五) 介護職員等処遇改善加算(III)

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の47 36に相当する単位数

(六) 介護職員等処遇改善加算(IV)

(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の40 29に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所（注1の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(十四) (略)

### 3. 厚生労働大臣が定める基準

(1) 厚生労働大臣が定める基準第四十一号（短期入所療養介護）

(2) 厚生労働大臣が定める基準第百十九号（介護予防短期入所療養介護）

(3) 厚生労働大臣が定める基準第百号の七（介護医療院サービス費）

※(1)、(2)とも第三十九号の規定（編注：短期入所生活介護費の基準）を準用する。(3)は、これまで第四号の規定（編注：訪問介護費の基準）を準用していたが、第四十四号の規定（編注：特定施設入居者生活介護の基準）を準用することとなった。従来からの変更は、(1)～(3)とも同じである。

※介護予防短期入所療養介護は、下記の「短期入所養介護費」を「介護予防短期入所療養介護」と読み替える。介護医療院サービス費は、下記の「短期入所養介護費」を「介護医療院サービス費」と読み替える。

イ 介護職員等処遇改善加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9) (略)

(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) サービス提供体制強化加算（I）又は（II）のいずれかを届け出していること。

(二) (編注：(二)は準用されない)

ロ 介護職員等処遇改善加算(I)ロ（新設）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(三) 連携推進法人に所属していること。

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

△△・△△ (略)

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

△△

△ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

## VIII 食費・居住費の基準及び補足給付(2026年8月施行)

### 1. 改定の概要

2026年8月から、短期入所療養介護（介護予防を含む）及び介護老人保健施設や介護医療院等の施設サービスの食費について、厚生労働大臣が定める基準額及び補足給付の額が変更される。

区分		～2026年7月末		2026年8月1日～	
厚生労働大臣が定める基準額		短期入所		1日1,445円	
		施設入所			
補足給付・負担限度額（窓口負担）	第3段階②	短期入所	補足給付	145円	185円（+40円）
		窓口負担		1日1,300円	1日1,360円（+60円）
		施設入所	補足給付	85円	125円（+40円）
		窓口負担		1日1,360円	1日1,420円（+60円）
	第3段階①	短期入所	補足給付	445円	515円（+70円）
		窓口負担		1日1,000円	1日1,030円（+30円）
		施設入所	補足給付	795円	865円（+70円）
		窓口負担		1日650円	1日680円（+30円）
	第2段階	短期入所	補足給付	845円	945円（+100円）
		窓口負担		1日600円	1日600円（据置）
		施設入所	補足給付	1,055円	1,155円（+100円）
		窓口負担		1日390円	1日390円（据置）
	第1段階	短期入所	補足給付	1,145円	1,245円（+100円）
		窓口負担		1日300円	1日300円（据置）
		施設入所	補足給付	1,145円	1,245円（+100円）
		窓口負担		1日300円	1日300円（据置）

※第4段階は全額利用者負担であり施設と利用者の契約に基づき金額を設定する

補足給付支給対象者の基準		
設定区分	対象者	預貯金等要件 ( ) は夫婦の場合
第4段階	市区町村民税課税世帯（対象外）	
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額（※）+その他の合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円) 以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額（※）+その他の合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額（※）+その他の合計所得金額が80.9万円以下	650万円 (1,650万円) 以下
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下
	生活保護受給者	なし

※非課税年金を含む